

牧港小学校いじめ防止基本方針 チャートシート

いじめの定義

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含む。)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものと定義する。

「いじめの早期発見が早期解決に！」

日常的な発見

教師「いじめに気づく目を育て、起こらない土壌をつくる」
①授業中にわーっとはやし立てる。②仲間はずれにする。③○○菌などの言葉を使う。④物が盗まれたり壊されたりする。等

毎月の生活アンケート

毎月20~25日ごろにアンケートを実施。その日のうちに確認。気になる児童には、直接聞き取り、情報を収集する。生徒指導主任に連絡。個別シート作成。
※毎月第一水曜日に校内委員会を開催。

本人・周囲からの訴え

本人、学級児童、保護者などからの周囲からの訴えがあった。

いじめ発覚・発見

A 学級・学年対応	B 学校で対策会議を開き対応	C 他機関(警察など)と連携し対応
報告方法 生徒指導主任に報告。個別シート作成し、いじめ解消まで隨時確認。	報告方法 口頭で生徒指導主任に一報。 個別シート作成し、緊急対策会議を開く。	報告方法 口頭で教頭、生徒指導主任に一報。 個別シート作成し、緊急対策会議を開く。
目安 ・被害児童が軽くおされた。ぶつかった。 ・被害児童の金品・物を勝手に触った。 ・強く注意された。 ・命令口調で話してきた。 ・一緒に遊んでくれなかつた。 等	目安 ・被害児童が暴力等を受けた。 ・被害児童の金品を勝手に使われた。 ・1対1の無視、からかい等。集団による無視、からかい ・仲間はずれが継続している。 ・インターネットを介した誹謗・中傷・個人情報のアップロード。	・被害児童の精神苦痛が大きい。 ・被害児童が登校を渋っている。 ・双方の子どもが、互いに被害を訴えている。 ・すでに保護者同士でトラブルになっている。 ・保護者からの連絡で発見した事案。等 【いじめ予防を目指した生徒指導・教育相談体制に関する一考察より】

校内いじめ対策委員会を発足

メンバー B ②教頭 ③生徒指導主任 ④学年代 C ⑤養護教諭
⑥教育相談支援員 ⑦関係教諭 ⑧スクールカウンセラー ⑨教育相談支援員

話し合う主な内容と役割

情報収集(関係教諭)	解決までの方針	面談・対応
①いつ、②どこで、③だれが、④どのようなことがあったのか、⑤どのような対応をしたのか。 ・被害者の状況 ・加害者の状況	①だれが ②いつまでに ③どうする ④事後の確認	被害児童のケア(複数対応) 加害児童の対応(複数対応) 被害者の保護者との面談・説明(複数対応) 加害者の保護者との面談・説明(複数対応)

事後の確認	対策委員会後(まで)
・被害児童、加害児童の二人の様子。 ・両者の保護者の様子。 ・いじめが解消された、どうか。 ・校内いじめ対策委員会を再度ひらくかどうか。	

